

単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局
 子ども若者未来部子ども家庭支援課
 (担当：宇田津、柳原 電話 222-3939)

件名	令和8年度 神川出張所における児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金事業の書類運搬																																																
予定回数	36回																																																
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日																																																
契約条件	<p>1 収受先 京都市伏見区久我東町 216 番地 久我の杜センター棟 1 階 伏見区役所神川出張所 児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金事業受付 TEL：075-921-0028</p> <p>2 運搬先（納品場所） 京都市子ども家庭支援課分室 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 北庁舎 6 階 TEL：075-222-3777</p> <p>3 運搬物 児童手当、子ども医療、高校進学・修学支援金事業に係る市民からの申請書等 ※分量は多くて角形 2 号封筒 4 袋程度、重量にして 2 kg 以内の見込み。 ※運搬書類には氏名、生年月日等の個人情報に係る記載が含まれるため、運搬の際は個人情報の漏えい等がないように十分注意を払うこと。</p> <p>4 運搬日時 下記運搬日の午前、上記 1（収受先）にて運搬物を収受し、同日の正午までに上記 2（運搬先）に納品すること。</p> <p>※運搬が大幅に遅延すると見込まれる場合は、担当課に連絡すること。 ※収受先には、午前 9 時の開庁後に来庁すること。</p> <p>【令和 8 年度運搬日】</p> <table border="1"> <tr> <td>4 月</td> <td>1 日</td> <td>15 日</td> <td>24 日</td> <td>10 月</td> <td>1 日</td> <td>21 日</td> <td>27 日</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>1 日</td> <td>18 日</td> <td>26 日</td> <td>11 月</td> <td>2 日</td> <td>20 日</td> <td>25 日</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>1 日</td> <td>23 日</td> <td>26 日</td> <td>12 月</td> <td>1 日</td> <td>16 日</td> <td>22 日</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>1 日</td> <td>22 日</td> <td>28 日</td> <td>1 月</td> <td>5 日</td> <td>22 日</td> <td>26 日</td> </tr> <tr> <td>8 月</td> <td>3 日</td> <td>24 日</td> <td>27 日</td> <td>2 月</td> <td>1 日</td> <td>18 日</td> <td>23 日</td> </tr> <tr> <td>9 月</td> <td>1 日</td> <td>17 日</td> <td>25 日</td> <td>3 月</td> <td>1 日</td> <td>26 日</td> <td>30 日</td> </tr> </table> <p>予定回数 36 回</p>	4 月	1 日	15 日	24 日	10 月	1 日	21 日	27 日	5 月	1 日	18 日	26 日	11 月	2 日	20 日	25 日	6 月	1 日	23 日	26 日	12 月	1 日	16 日	22 日	7 月	1 日	22 日	28 日	1 月	5 日	22 日	26 日	8 月	3 日	24 日	27 日	2 月	1 日	18 日	23 日	9 月	1 日	17 日	25 日	3 月	1 日	26 日	30 日
4 月	1 日	15 日	24 日	10 月	1 日	21 日	27 日																																										
5 月	1 日	18 日	26 日	11 月	2 日	20 日	25 日																																										
6 月	1 日	23 日	26 日	12 月	1 日	16 日	22 日																																										
7 月	1 日	22 日	28 日	1 月	5 日	22 日	26 日																																										
8 月	3 日	24 日	27 日	2 月	1 日	18 日	23 日																																										
9 月	1 日	17 日	25 日	3 月	1 日	26 日	30 日																																										

契 約 条 件

5 請求等

請求は3箇月分をまとめて行うこととし、適法な請求があった後、30日以内に支払うものとする。

請求1回目：4～6月分

2回目：7～9月分

3回目：10～12月分

4回目：1～3月分

6 個人情報の取扱いについて

決定業者は、契約業務の履行上知り得た契約目的物の内容について、業務中及び業務完了後も一切、他人に漏らしてはならない。また、契約目的物及び契約目的物の内容を契約業務の履行以外の用途に使用してはならない。

決定業者は、契約目的物及び契約目的物の内容の全部又は一部の漏えい、滅失、き損、遺失、改ざん、盗難等があったときは、担当課に申し出て、担当課の指示に従うとともに損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を賠償しなければならない。

7 事故等への対応について

決定業者は、文書を運搬する自動車の事故等のトラブルが発生したときには、直ちに担当課へ連絡するとともに、決定業者において代車による運行等を行うなど適切な措置を講じ、業務を遂行すること。

なお、自動車の事故が発生した場合は、道路交通法第72条に定める負傷者の救護等の必要な措置を講じる等適切な処置を行うこと。

8 その他

運搬物がない場合は、各運搬日の前日17時15分までに神川出張所の担当から連絡を行うため、その連絡があった際は翌日の運搬は行わないこと。なお、運搬物がなく運搬回数に大幅な減少があっても、本市は何ら補償しない。

（これまでの運搬回数実績）

平成30年度 予定36回／実績35回

令和元年度 予定36回／実績34回

令和2年度 予定36回／実績36回

令和3年度 予定36回／実績35回

令和4年度 予定36回／実績33回

令和5年度 予定36回／実績34回

令和6年度 予定36回／実績34回